

第10期 練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

施策4 介護保険施設等の整備と住まいの確保

《施策検討報告書》

令和8年7月

第9回 練馬区介護保険運営協議会

1. 目標と現状

(1) 目標

- 高齢者が自らの状況に応じた選択ができるように、介護保険施設等の整備と住まいの確保を進めます。

(2) 現状と課題

- 区は、在宅での生活が困難な方を支援するため、積極的に介護保険施設の整備を進めてきた。その結果、施設整備数は、おおむね充足した状況にある。
- 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）は、令和8年4月現在、37施設2,811人分が整備され、施設数は都内最多。入所申込者は、令和4年9月末時点で1,000人未満になり、最も多い時から7割減少している。また、9割超の方が申込みから1年以内に、6割超の方が3か月以内に入所しており、入所までの期間は大幅に改善している。
- 一方、特別養護老人ホームの入所申込者の中には、将来を見据え早期に申し込んでいる方もいることなどから、空床が生じた際に施設が申込者に入所を案内しても、入所希望者が見つかりにくい状況も生じている。
- また、開設から20年以上経過した特別養護老人ホームが増加しており、老朽化への対応が求められている。将来にわたり安定的にサービスを提供していくため、令和8年度から新たに、区独自の改修・改築に係る補助を実施している。
- ショートステイ（短期入所生活介護）は、特別養護老人ホームに、特別養護老人ホーム定員の1割を併設整備することを基本として整備を進めてきており、令和8年4月現在、42施設427人分を整備し、施設数は都内最多となっている。
- 「練馬区高齢者基礎調査（以下「高齢者基礎調査」という。）」によると、ショートステイの利用を希望した際の受け入れの状況について、「希望者はほぼすべて利用できた」33.9%、「希望者の多くは利用できたが、断られることもあった」45.0%と回答しており、利用したいときに利用できる環境が概ね整備されていると考えられる。
- 練馬光が丘病院跡施設において、令和7年4月に区内初となる介護医療院を開設した。利用率は9割を超え、その約半数が区民である。特別養護老人ホームでの受入れが困難な医療的ケアを必要とする高齢者の住まいとして、引き続き一定のニーズがあると考えられる。

1. 目標と現状

(2) 現状と課題

- 近年、民間事業者が整備する有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅が増えており、高齢者の住まいの選択の幅が広がっている。これらのサービスは、利用者のうち区民の占める割合が低い傾向にあることなどから、第9期計画においては、積極的な整備誘導は行わないこととしている。区は都に対し、新規指定を行わないよう、意見を提出しているが、都は区西北部圏域の単位で施設数を管理しているため、区の意見に関わらず指定が行われる場合があり、依然として施設数は増加傾向にある。
- 区は、自立した生活に不安を抱える高齢者向けの住まいである都市型軽費老人ホームの整備を進めてきた。令和8年4月現在、17施設330人分を整備し、施設数は都内最多。一方で、入所申込者は約110人となっており、ひとり暮らし高齢者の増加に伴い、今後もニーズは高まると考えられる。
- 令和元年度から居住支援協議会を立ち上げ、不動産団体等との連携により、住まい確保支援事業を実施しており、令和3年度には、契約手続の同行支援や入居後の状況確認を行う「伴走型支援」を開始した。国の統計資料では、住宅のストック数はすでに充足し、区内においても空き家が見受けられる状況である一方、高齢者等の世帯が入居することを拒まない住宅が不足している。入居した単身高齢者の孤独死への不安などから、賃貸物件の提供をためらうこと等が課題となっており、不動産団体や福祉団体等と区の関連部署で構成する居住支援協議会の場を活用して家主の理解促進を図ることや、家主がメリットを感じられる仕組みづくりが必要である。
- 今後は、施設整備の量的拡充を前提とした対応ではなく、既存の介護資源を最大限に活用し、効率的かつ持続可能なサービス提供体制を構築していくことが必要である。

2. 介護保険施設等の整備と住まいの確保に向けた施策(案)

(1) 介護保険施設等の整備

現状と課題	施策の方向性と取組内容(案)
○特別養護老人ホームの入所申込者数や入所までの期間は改善傾向がみられる。 ○特別養護老人ホームについては、老朽化への対策が必要な施設がある。 ○特別養護老人ホームの入所申込者の中には、入所の案内後に辞退する方がおり、空床が生じた際に円滑な入所につながらないことがある。	⇒ ○新規整備によらず、既存資源の活用により定員数の確保を図るよう検討してはどうか。 ○引き続き、区独自の新たな施設改修・改築に係る補助を実施してはどうか。 ○入所申込のタイミングについて、正しい理解が得られるよう、入所申込者への周知が必要ではないか。
○ショートステイ（短期入所生活介護）は、特別養護老人ホームに、特別養護老人ホーム定員の1割を併設整備することを基本として整備を進めてきており、令和8年4月現在、42施設427人分を整備し、施設数は都内最多である。 ○「高齢者基礎調査」によると、ショートステイの利用を希望した際の受け入れの状況について、「希望者はほぼすべて利用できた」33.9%、「希望者の多くは利用できたが、断られることもあった」45.0%と回答しており、利用したいときに利用できる環境が概ね整備されていると考えられる。	⇒ ○介護者のレスパイトケアの場などとして一定の定員数を確保しつつ、定員が整備基準（特別養護老人ホーム定員の1割）を上回っている施設については、引き続き特別養護老人ホームへの転換を認めてはどうか。

2. 介護保険施設等の整備と住まいの確保に向けた施策(案)

(1) 介護保険施設等の整備

現状と課題		施策の方向性と取組内容(案)
○介護老人保健施設は、令和8年4月現在、14施設1,316人分を整備し、施設数は都内最多である。 ○入所率は約8割で、入所者に占める区民の割合は約6割であり、早期に入所が可能な状況。	⇒	○利用状況や区民利用の推移等を踏まえて、引き続き新たな整備を行わないこととしてはどうか。
○練馬光が丘病院跡施設において、令和7年4月に区内初となる介護医療院を開設。利用率は9割を超え、その約半数が区民。	⇒	○区民利用状況や入所申込状況、特養入所申込者の医療ニーズの状況等を分析し、新規介護医療院の整備の必要性を検討すべきではないか。
○有料老人ホームについては、入居者のうち、要介護3以上の入居者の割合が4割半であり、特別養護老人ホームの補完的役割を担っている。施設数、定員数ともに都内2位の91施設6,118人分と整備が進んでいるが、入居者のうち区民の占める割合が約4割と低い状況にある。 ○区は都に対し、新規指定を行わないよう、意見を提出しているが、都は区西北部圏域の単位で施設数を管理しているため、区の意見に関わらず指定が行われる場合があり、依然として施設数は増加傾向にある。	⇒	○区民利用状況、特別養護老人ホームの入所までの期間の改善等を踏まえ、引き続き、積極的な整備誘導は行わないこととするとともに、都に対し、新規指定を行わないよう、意見を提出してはどうか。

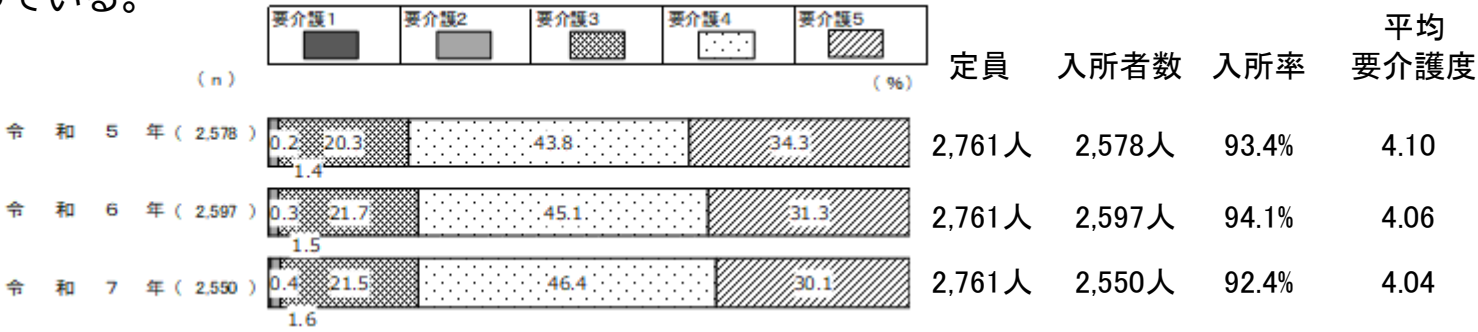
2. 介護保険施設等の整備と住まいの確保に向けた施策(案)

(2) 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保

現状と課題		施策の方向性と取組内容(案)
○都市型軽費老人ホームは、利用率が高く、ほぼ満床の状態が続いている。 ○令和8年4月現在、17施設330人分を整備しているが、なお約110人の入所申込者があり、ひとり暮らし高齢者の増加も見込まれることから、今後もニーズが高まると見込まれる。	⇒	○都市型軽費老人ホームは、現在の利用状況や入所申込者数、ひとり暮らし高齢者の増加を踏まえ、引き続き整備を進めてはどうか。
○サービス付き高齢者向け住宅は、令和8年4月現在、24施設整備され、入居者に占める区民の割合は約4割となっている。	⇒	○現在の区民の利用状況に鑑み、引き続き積極的な整備誘導は行わないこととしてはどうか。
○国の統計資料では、住宅のストック数はすでに充足し、区内においても空き家が見受けられる状況である一方、高齢者等の世帯が入居することを拒まない住宅が不足している。	⇒	○入居した単身高齢者の孤独死への不安などから、賃貸物件の提供をためらうこと等が課題となっており、不動産団体や福祉団体等と区の関連部署で構成する居住支援協議会の場を活用して家主の理解促進を図ることや、家主がメリットを感じられる仕組みづくりが必要ではないか。

1 特別養護老人ホームの入所者の状況

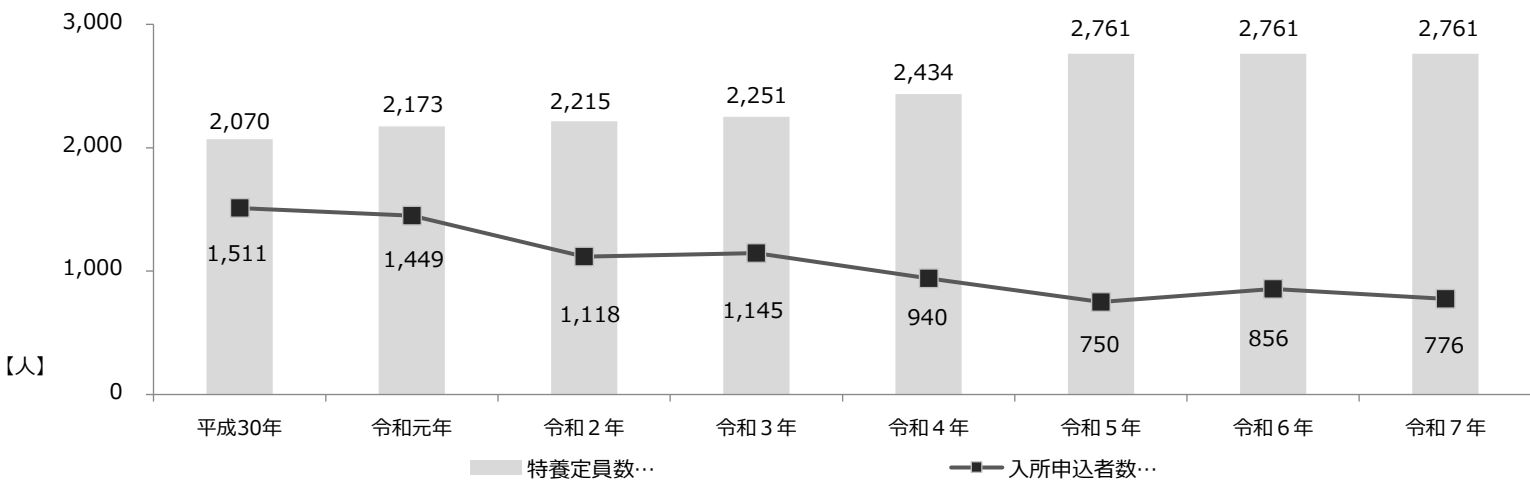
- 入所者の要介護度は「要介護4」が46.4%と最も多く、次いで「要介護5」が30.1%、平均要介護度は4.04となっている。
- 入所者数は2,550人となっており、令和5・6年度に比べると30～50人程度少なくなっている。
- 入所率は92.4%となっている。



出典：令和7年度練馬区高齢者基礎調査

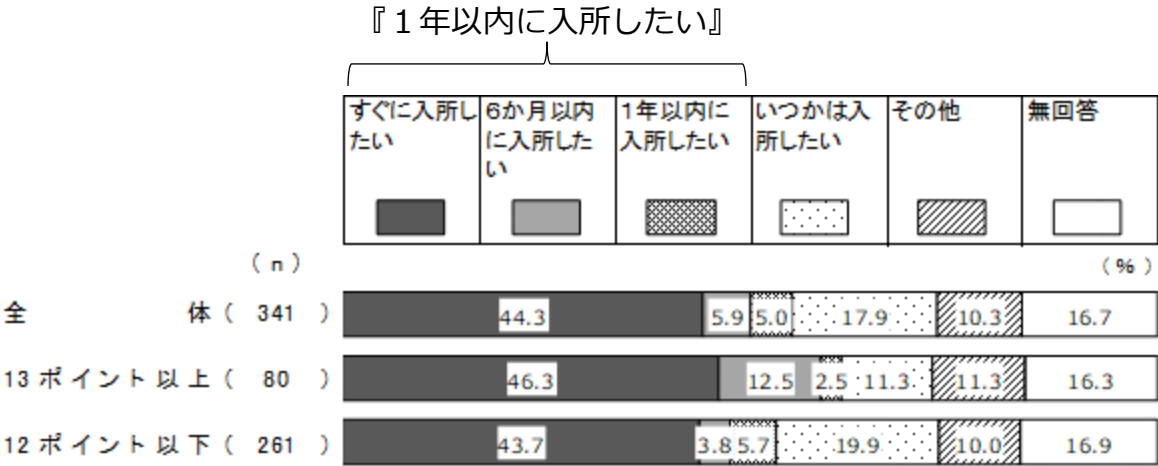
2 特別養護老人ホームの入所申込者の推移

- 入所申込者数は令和4年以降、1,000人未満となり、入所までの期間は改善されている。



3 特別養護老人ホームの入所申込者の入所希望時期

- 入所申込者の希望時期は、「すぐに入所したい」が44.3%と最も多く、『1年以内に入所したい』は55.2%となっている。



出典：令和7年度練馬区高齢者基礎調査

4 特別養護老人ホーム入所申込者の入所までの期間

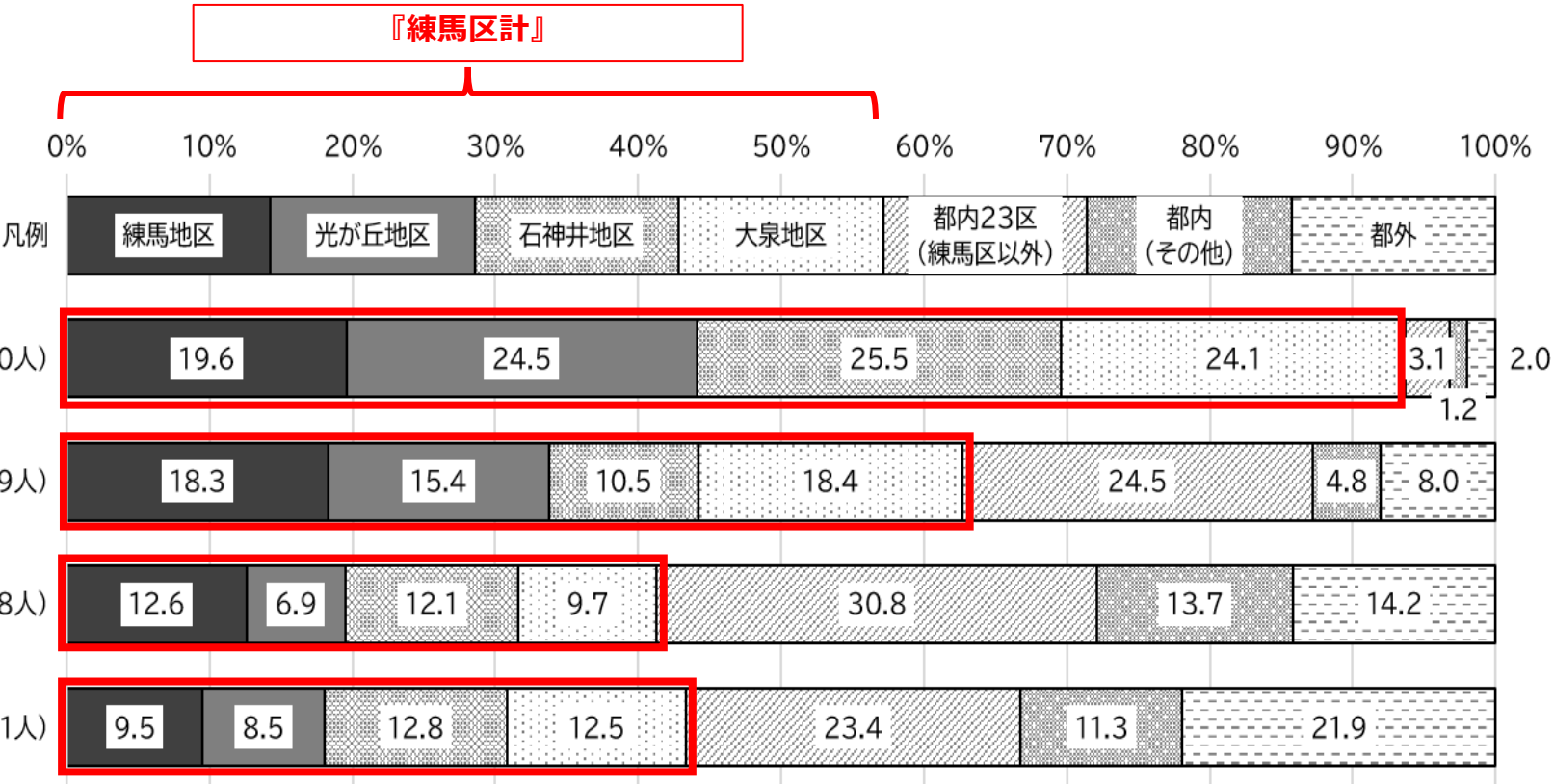
- 練馬区の特別養護老人ホームの入所申込者の入所までの期間は、「3か月以内」が47.4%と最も多く、次いで「6か月以内」が19.4%となっている。
- 『1年以内』に入所した人は、入所者の94.1%を占めている。

	n	1か月以内	3か月以内	6か月以内	1年以内	2年以内	3年以内	3年超	(%)
令和7年度	677	17.6	47.4	19.4	9.7	4.9	0.9	0.1	94.1
令和4年度	617	18.0	35.7	27.1	12.5	5.0	1.1	0.6	93.2
令和元年度	619	10.7	29.6	36.0	12.1	8.1	2.6	1.0	88.4

出典：令和7年度練馬区高齢者基礎調査

5 練馬区内の施設等の入所者の入所前の住所地

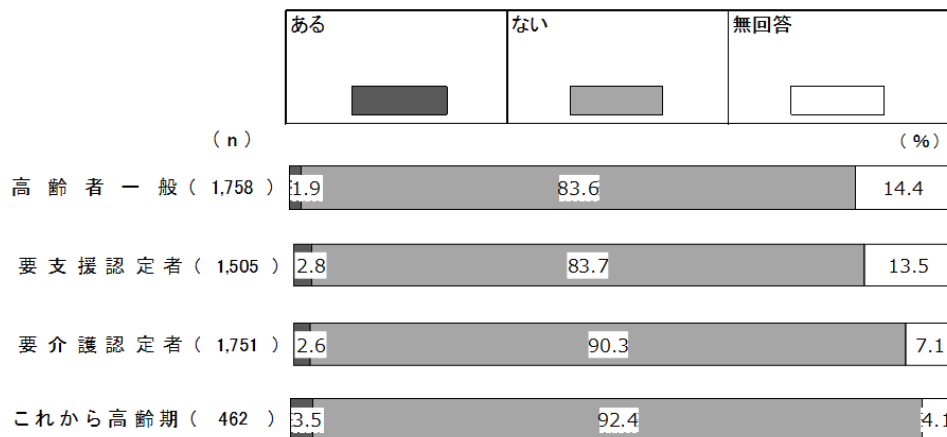
- 区内施設等の入所者の入所前の住所地について、入所前の住所地が『練馬区』となっているのは、特別養護老人ホームで93.7%と最も多く、次いで介護老人保健施設で62.6%となっている。
- 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅では、『練馬区』は5割を下回っており、「都内23区（練馬区以外）」や「都外」が多くなっている。



3. 参考データ

6 住まいへの入居を断られた経験

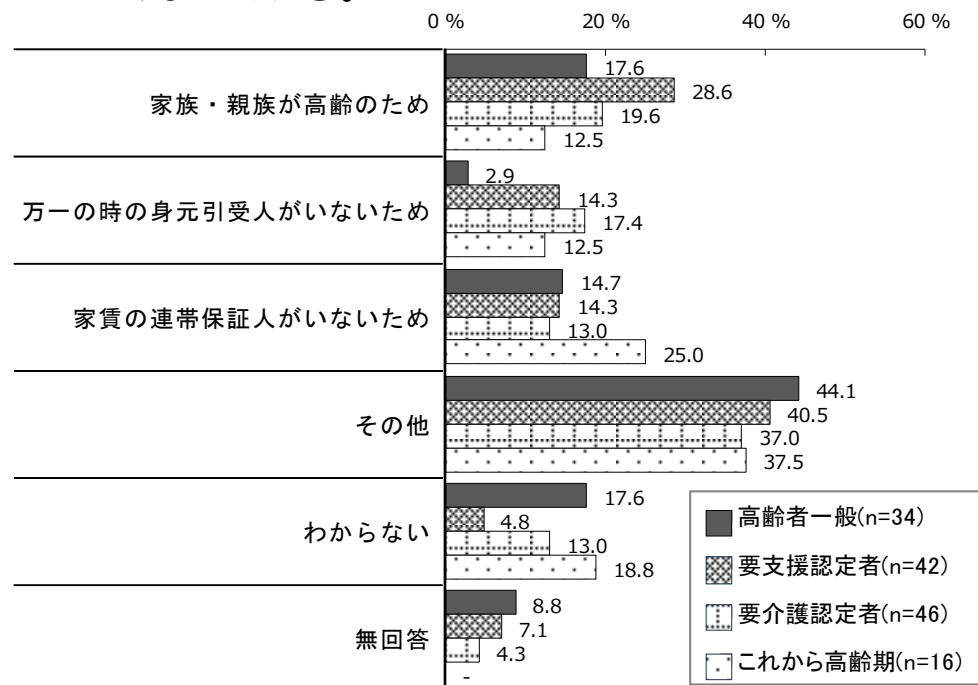
- 住まいへの入居を断られた経験について、「ある」と回答した割合は、全ての対象者で1割を下回っている。



出典：令和7年度練馬区高齢者基礎調査

7 住まいへの入居を断られた理由

- 住まいへの入居を断られた理由について、「家族・親族が高齢のため」が高齢者一般の17.6%、要支援認定者の28.6%、要介護認定者の19.6%となっている。
- これから高齢期では、「家賃の連帯保証人がいないため」が25.0%となっている。
- なお、全ての対象者で「その他」の回答が最も多くなっている。

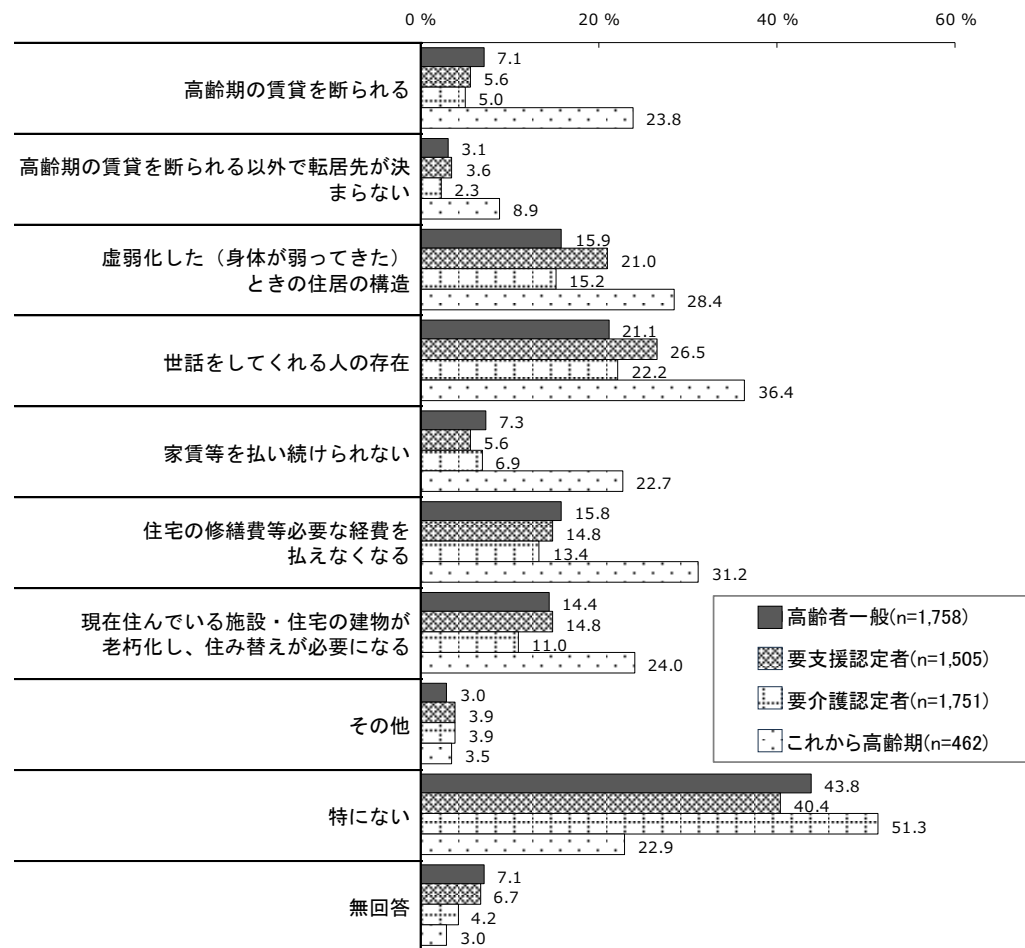


出典：令和7年度練馬区高齢者基礎調査

3. 参考データ

8 将来の住まいに関する不安

- 将来の住まいに関する不安について、高齢者一般、要支援認定者、要介護認定者では「特にない」が最も多く、要介護認定者では51.3%と最も多くなっている。
- 具体的な不安については、「世話をしてくれる人の存在」「虚弱化したときの住居の構造」「住宅の修繕費等必要な経費を払えなくなる」「現在住んでいる施設・住宅の建物が老朽化し、住み替えが必要になる」が、全ての対象者で1割を上回っている。
- 特に、これから高齢期は多くの項目で不安を感じている割合が他に比べて多く、「世話をしてくれる人の存在」「住宅の修繕費等必要な経費を払えなくなる」は3割を超えている。



事業名	事業概要	令和7年度実績
特別養護老人ホーム等の施設の整備		
特別養護老人ホーム	常時介護が必要な高齢者が安心して暮らせる施設として、民設の特別養護老人ホームの建設の一部補助を行っている。	37施設 2,811人
都市型軽費老人ホーム	身体機能の低下などで、自立した生活に不安がある高齢者向けの設備がある住まいとして、民設の都市型軽費老人ホームの整備費補助を行い、整備を促進している。	17施設 330人
特別養護老人ホーム大規模改修費補助		
大泉特養 改修費補助実施	団塊の世代が全て後期高齢者になる令和7年を目途に、特別養護老人ホームの整備を進めてきた。 一方で、開設から20年以上経過した特別養護老人ホームが14施設あり、老朽化による改修・改築に向けた支援策が必要となっている。	ケアハウスからの特養転換および大規模改修工事の完了(50人分増)
練馬光が丘病院跡施設における複合施設の整備		
介護医療院の開設	日常的な医療の機能と生活の場としての機能を兼ね備えた施設として、練馬光が丘病院跡施設において、区内初となる介護医療院の整備を進めた。	令和7年4月1日 開設
住まい確保支援事業の実施		
住まい確保支援事業 伴走型支援の実施	高齢者や障害者・ひとり親家庭が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、不動産団体と連携して、入居相談、物件情報提供を行う住まい確保支援事業を行っている。また、情報提供のみでは住まいの確保が困難な方を対象に、世帯状況に応じた支援を居住支援法人に委託する伴走型支援を実施している。	1 物件情報提供 申込件数 238件 物件情報提供件数 98戸 2 伴走型支援 63件